

令和2年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

令和2年3月4日（水曜日）午前11時34分開会

定例議会の告示

八千代町告示第11号

令和2年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月26日

八千代町長 谷 中 聰

1. 期 日 令和2年3月4日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君		
1番	関 眞幸君	2番	野村 勇君
3番	安田 忠司君	4番	増田 光利君
5番	大里 岳史君	7番	上野 政男君
9番	生井 和巳君	10番	大久保 武君
11番	水垣 正弘君	12番	小島 由久君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

副議長（6番） 廣瀬 賢一君

---

説明のため出席をしたる者

町 長	谷中 聰君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	塚原 渥君

秘書公室長	青木 喜栄君	総務部長	生井 俊一君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長 兼都市建設 課長	木村 和則君	総務課長	生井 好雄君
税務課長	鈴木 衛君	まちづくり 推進課長	馬場 俊明君
財務課長	大里 斉君	福祉課長	川村 俊之君
長寿支援課長	宮田 圭子君	国保年金課長 兼健康増進 課長	飯ヶ谷智巳君
産業振興課長	飯岡 勝利君	上下水道課長	杉 山 淳君
農業委員会 事務局長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
総務課補佐	中川 貴志君	財務課補佐	倉持 浩幸君

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉 松男	主査兼係長	鈴木 佳奈
係長	山中 昌之		

議長（中山勝三君） 公私ご多用のところ、ご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

会議に入る前に、新型コロナウイルス感染症の対策として、今定例会におきまして、できる限りマスクの着用をするよう申合せがなされましたので、ご了承願います。また、傍聴人の方におかれましてもマスクの着用にご協力をお願いいたします。

会議に先立ちまして、去る2月19日、茨城県町村議会議長会から、大久保武議員、生井和巳議員に議員在職20年以上の表彰状が贈呈されましたので、ここで伝達いたします。

それでは、2名の方、演壇の前をお願いいたします。

（表彰状伝達）

議長（中山勝三君） ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議 事 日 程 (第1号)

令和2年3月4日(水) 午前9時開議

開 会

諸般の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて
- 日程第4 議案第2号 八千代町議会の議決に付すべき事件を定める条例
- 日程第5 議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 八千代町農業集落排水汚泥処理施設の設置及び管理に関する条  
例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第10号 令和元年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第11号 令和元年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第12号 令和元年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第13号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第  
2号)
- 議案第14号 令和元年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 議案第15号 令和元年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長（中山勝三君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

---

#### 諸般の報告

議長（中山勝三君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後で御覧おきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、ご報告をいたします。

次に、私のほうから議会議員研修視察の報告をいたします。去る1月30日に実施した議員研修についてご報告をいたします。

まず、町内の八千代工業団地に立地するモスニック株式会社茨城工場において、企業の概要について説明を受け、工場内において施設や製品の製造工程を視察しました。モスニック株式会社では、生産工場向けに鉄を確保する際に出る鉄くずや油などの混合物を分離、除去する装置などを製造しております。当町に設立された茨城工場のほか、埼玉県戸田市に本社を置き、名古屋と京都にも国内拠点を構え、また海外にも事業を展開しているとのことですが、茨城工場では、昨年12月時点で従業員28人体制により稼働しているとのことですが、今後、施設の増設を図り、1年後には40人、さらにその後、60から70人体制の拡大を計画しているなど、今後のさらなる事業展開を期待できるものでした。

次に、古河市名崎工業団地に立地する日野自動車株式会社古河工場において、企業の

概要について説明を受けた後、工場の施設を視察いたしました。日野自動車では、ご承知のとおりトラックやバスなどの大型の車両を製造しております。古河工場は日野自動車の4番目の工場として建設され、敷地面積は85万平方メートルと国内の工場でも最も広く、1日当たりの生産台数は約180台、従業員数は2,400人体制で、日野自動車のグローバルマザー工場として国内をはじめ約90の国や地域に向けて製造しているとのことでした。また、第4工場において車両の組み立て工程を視察いたしましたが、工場内では人やロボットが目まぐるしく動いており、生産ラインでは仕様の異なる車両が混在している状態で工程が進められており、次々と流れてくる製品に対して各人が的確に対応し、完成させていく様は一人一人の役割がよく整理され、また工夫がなされていると感じました。さらには、AGV、無人搬送車が所狭しと部品を載せて工場内を走り回る様子や工程によってはロボットが作業の大部分を済ませてしまうなど、最先端の技術を集結されていることがうかがえました。

結びに当たり、研修に参加いただきました町執行部の皆様をはじめ、時間を割いて視察にご協力をいただきました関係者の皆様に対しお礼を申し上げ、議会議員研修の報告とさせていただきます。

---

#### 行政諸般の報告

議長（中山勝三君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらず出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、令和元年度八千代町総合表彰式の開催中止についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、町の進歩発展に功績のあった人、団体に対し表彰するもので、例年3月下旬に実施しているところでございます。

今年度の総合表彰式につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針により、イベント等の開催については、必要性を改めて検討するよう要請があったこ

とから、協議の結果、感染拡大防止の観点から開催を中止することに決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、今年度の功労者への表彰につきましては、個別に賞状及び記念品を贈らせていただくこととしておりますので、議員各位におかれましてはご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、功労者の方々の一覧をお配りしましたので、後ほど御覧おきいただければと思います。

次に、平成30年度決算に係る統一的な基準に基づく財務書類についてご報告申し上げます。お手元に配付いたしました財務書類は、総務省の通達で全ての地方公共団体で作成するものであり、一般会計、特別会計、企業会計等を含めた町全体の会計のほか、土地開発公社や社会福祉協議会等の第三セクター及び一部事務組合との連結会計を含めたものでございます。

財務書類を作成することにより財政の透明性を高め、町民に対する説明責任を果たし、財政の効率化、適正化を図るとともに、財務状況の地方公共団体間の比較や資産状況が見える化され、セグメント分析の実施が可能となるため、限られた財源を賢く使うという考え方が普及していくことが期待されております。

このほかにも財務指標として、住民1人当たりの資産額及び負債額、行政コスト、そして受益者負担の割合などについて、資産形成、世代間の公平性、持続可能性などの数値も示しておりますので、後ほど御覧おきいただければと思います。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係につきましては、別紙契約関係報告書のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告を申し上げますが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（中山勝三君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（中山勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、1番、関眞幸議員、2番、野村勇議員、以上2名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（中山勝三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

宮本議会運営委員長。

（議会運営委員長 宮本直志君登壇）

議会運営委員長（宮本直志君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る2月21日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和2年第1回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から13日までの10日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（中山勝三君） ただいまの議会運営委員長の報告は、令和2年第1回八千代町議会定例会の会期を本日より13日までの10日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より13日までの10日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より13日までの10日間とすることに決定いたしました。

---

日程第3 議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

議長（中山勝三君） 日程第3、議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方自治法第180条の5第3項及び地方税法第423条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために設置されている執行機関であります。

当委員会の委員の任期は3年であり、地方税法第423条第3項により、本町の住民、町税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有する者の中から議会の同意を得て、町長が選任することになっております。

今回提案いたしました新井泉氏は、現委員の久保和夫氏が令和2年3月31日をもって辞職することに伴い、委員の職に欠員が生じるため、その後任として選任することについて、議会の同意を頂きたく提案するものであります。

新井泉氏は、人格高潔にして固定資産税に関する識見も豊かであり、委員に適任であると考えております。なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和2年9月30日までとなります。

また、現委員であります照内唯由氏につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了となるところでありますが、固定資産税に精通し、かつ人格高潔であり、委員として適任者でありますので、議会の同意を頂き再任いたしたく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案のとおりご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第2号 八千代町議会の議決に付すべき事件を定める条例

議長（中山勝三君） 日程第4、議案第2号 八千代町議会の議決に付すべき事件を定める条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町議会の議決に付すべき事件を定める条例の提案理由をご説明申し上げます。

これまで、総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられることとなりました。

しかしながら、総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなりましたが策定すべきものであると考え、令和3年度からの10年間を計画期間とした第6次総合計画を現在策定中であります。

また、町民参加により策定する総合計画の基本的な部分である基本構想について、町民の代表でございます議会の議決を得ることは、行政によってのみ策定されたものではなく、町全体の総意により策定されたものであることを裏づけるものであるためにも必要かつ重要なことであると考えております。

したがって、本町では従来どおり総合計画の基本構想について、議会の議決を経ることとするため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件を定める条例を制定し、総合計画基本構想の策定、変更または廃止に関することを議会の議決事件と定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるよう

お願い申し上げます、説明いたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町議会の議決に付すべき事件を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町議会の議決に付すべき事件を定める条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例

議長（中山勝三君） 日程第5、議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、その一部が令和2年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正するものであります。

改正の内容は、改正法の施行により本条例における引用条項にずれが生じるため、これを整理し、併せて地方公営企業法の関係条項の追加や監査の通知について第2条に集約するなど、文言整理を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例

議長（中山勝三君） 日程第6、議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成28年度から学校医、学校歯科医の業務量が増加し、また近隣市町村の報酬額と比較すると当町の報酬額は低いことから、学校医、学校歯科医の報酬を改正するものであります。

改正の内容は、学校医、学校歯科医の報酬の基本額をそれぞれ1万円増額し、学校医12万円、学校歯科医11万円に改め、新たに毎年5月1日現在の児童生徒数に200円を乗じた額をそれぞれ、その校医、歯科医の数で除して得た額を加算額として合わせて支給するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中山勝三君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　今、学校校医の問題で、手当の問題が今まで年間、小学校が5つ、中学校が2つの校医、言わば内科医あるいはまた歯科医のお医者さん方の手当が年間10万円であったのが、これは多分一つの受け持ち学校についてだというふうに認識するのが正しいのか。そうではなくて、一人の先生方に対してというのか、そういう区分けをちょっと教えてもらいたいのと、校医の10万円を11万円に上げるという、手当が隣接からすると少ないということなのですが、言わば校医の手当の数字が、この後で出てくるのかどうか分かりませんが、これは原資となるものはどこから来ているのか。学校校医の月額の手当、年額の手当。私の認識というか、いろんな中で聞いてみると、地方交付税の中に二十四、五万円の金が町に、1校医当たり、1部署について入っている。その中から、今まで10万円だったと。今回1万円上げて11万円というふうな、そういうふうなこの原資になるものは地方交付税の中でも、国からは二十数万円の金が来ているのだけれども、町では10万円しか出さないのだというのが、校医の先生方、何人かのお話なのですが、その見解は正しいのかどうか。その2つだけ。

10万円が11万円になるものは、例えば高崎さんというお医者さんがいれば、その人に対して10万円が11万円なのか。いや、高崎さんという人は、何々小学校と何々小学校をやっているから、20万円が22万円になるのだと。2か所。そういう考え方が正しいのか。いや、1人に対して、何校やっても10万円のやつをただ11万円に1万円増やしたという認識が正しいのか。その点についてお聞かせいただけますか。

議長（中山勝三君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君）　14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えをさせ

ていただきます。

1人の先生が学校を例えば2校やっていたら2倍という形になりますので、1人の先生が何校やっても一緒ではなくて、やった、担当した学校数の分の数になります。

(「そうすると、掛ける11万円になるわけだ」と呼ぶ者あり)

教育次長兼学校教育課長(青木和男君) はい、そうです。

(「原資……」と呼ぶ者あり)

教育次長兼学校教育課長(青木和男君) 原資につきましては財政のほうからお答えをさせていただきます。

議長(中山勝三君) 企画財政部長。

(企画財政部長 中村 弘君登壇)

企画財政部長(中村 弘君) 議席番号14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えします。

私への質問は、校医の手当、その原資となるものはどこから来るのかという趣旨のご質問かと思えます。議員がおっしゃるとおり、学校医等の報酬は普通交付税に算定されてございます。学校経費の学校医等手当として、学校医4名、学校歯科医1名、学校薬剤師1名を基準に、小学校で1校当たり101万8,000円、中学校では99万2,000円でございます。学校医4名は基準を下回っておりますが、単純計算をすれば約700万円が基準財政需要額に算定されていることになります。

ご承知のとおり地方交付税は個別算定経費及び包括算定経費、人口減少等特別対策事業費などを積み上げて基準財政需要額を算定し、そこから基準財政収入額を差し引いて交付されます。そして、この一部は臨時財政対策債に振り替えられるものでございます。

国県補助金ではひもづけがなされておりますので、はっきりとこの事業に対する補助金ですと特定できますが、交付税につきましては、算入されていても特定が難しいのが現状でございます。また、算定されていても、収入額が上回って不交付の団体もございます。

今回の改定に当たりましては、県内の市町村の状況を調査の上、報酬額を決定し、提案したものでございます。市町村によって1校当たりの基本額のみで決定しているところ、基本額に児童生徒数を加算しているところ、市町村によって報酬の在り方や金額はまちまちでございました。そうした状況の中、おおむね県平均並みに報酬を決定いたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長(中山勝三君) 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、企画財政の説明の後を受けた話で行くと、1学校校医について2人の場合は22万円という数字になるわけですが、今回の校医の支払い金額はこれから5つの小学校と2つの中学校の今回の単純計算で行きますと、八千代は校医に実質支払い額は幾らになりますか。

議長（中山勝三君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをいたします。

学校医につきましては、もともと今現在の改正前でございますと77万円を支払っている計算ですけれども、今回、これが承認を頂ければ116万2,400円という形でございます。

以上でございます。

議長（中山勝三君） 再々質問、14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 最後です。我々議会も執行部も含めて、教育委員会が主導した数字なのか、企画財政のほうで割り振った数字なのか、私には分かりませんが、先ほど言ったように普通交付税の中で700万円が潜ってきている。どこへ使ってもいい銭だと。どこへ使ってもいい銭だからといって、今までは77万円だけれども、この補正予算で今回我々が認めると116万幾らになる。700万円、その中で116万円ということは、単純計算でいけば580万円超える金が違うほうへ使ってしまう。そういうことなのです。ぼろくそ歯医者だとか、ぼろくそな内科が来ていて、ああだ、こうだと言っている暇はない。子どもらが、父兄が文句言ったって。7割も8割も町が尻尾切りしているのだから。700万円来ていて116万円しか医者に払っていない。どこへ使ってもいいから。少なくとも半分ぐらい、尻尾切りして半分ぐらいは現物で支払うのなら、世の中の道理というのは通る。普通交付税だから、どこへ持って行ってしまっても、私らも、首長の時代だから、そういう時代もあったから、その数字が二十数年前の話、そうであったかどうか、私にはよく分からないけれども、現実問題は、ぼろぼろ生まれてくる話でいくと、そういうことを今さらここで組み替えろとか、どうこう言わないけれども、もう少し執行部と教育委員会でよく話し合って。最後は子どもらに返ってくるのだから。虫歯があろうが、なかろうが、熱を出しようが、出まいが、ツベルクリンだろうが、何だろうが、関係なくなってしまうのだよ。11万円の分だけ働けばいい。役場へは三十何万円来ているのに11万円しか私らにしてくれない、そういう話なのです。私の意見として。

議長（中山勝三君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（中山勝三君） 日程第7、議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

国家公務員の昇給制度においては、官民の給与格差への対応と世代間の給与配分の適正化を図るため、55歳を超える職員の昇給を抑制しております。本町においては、昇給の抑制を56歳を超える職員とし、給与水準の適正化を図る措置を講じているところであります。

今回の改正は、国の昇給基準との均衡を図るため、この高齢層職員の昇給の抑制について、改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、昇給を抑制する年齢について、国の基準に合うよう1歳

引き下げ、「55歳を超える職員」に改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（中山勝三君） 日程第8、議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、町単独で助成しております小児の未就学児に対する通院部分の自己負担額助成について、県の技術的助言指導により、助成の対象者である小児



未就学児の規定を明文化し、受給者の利便性向上に資するため手続の簡略化を行えるよう改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（中山勝三君） 日程第9、議案第7号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第7号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、まず放課後児童支援員となるための研修を行う者に、従来の都道府県知事のほかに政令指定都市の長を加えるものであります。

次に、放課後児童支援員の資格について、教員免許状取得者の要件を明確にし、学歴要件については、学校教育法の一部改正により専門職大学などが制度化されたことから、専門職大学の前期課程修了者を加え、さらに5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者を、新たに資格の要件として追加しております。

次に、放課後児童支援員に関する経過措置について、国の基準が従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたことに伴い、放課後児童クラブの安定した継続を図るため、質の確保に配慮しつつ、現行の規定を3年間延長し、令和5年3月31日までとするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 八千代町農業集落排水汚泥処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（中山勝三君） 日程第10、議案第8号 八千代町農業集落排水汚泥処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第8号 八千代町農業集落排水汚泥処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本町の農業集落排水事業は、農業用水の汚濁防止と農業集落の生活環境改善を目的として整備を行い、町内で13か所の処理施設が供用を開始しております。また、循環型利用施設として、処理施設から発生する汚泥を処理して肥料化する汚泥処理施設が川西北部地区で稼働中であります。

今回の改正は、これに加え、来年度稼働を予定しております中結城東部地区の汚泥処理施設を追加するものであります。

また、使用料につきましては、他地区から発生する汚泥を受け入れる際に町が徴収する使用料ですが、現在、他地区の維持管理は全地区、町に移管されており、使用料を徴収する対象がありません。このような実態を踏まえ見直した結果、今回、使用料に関する条項を削除するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 八千代町農業集落排水汚泥処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 八千代町農業集落排水汚泥処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第11 議案第9号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第5号)  
議案第10号 令和元年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第11号 令和元年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議案第12号 令和元年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第13号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第14号 令和元年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第15号 令和元年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第16号 令和元年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(中山勝三君) 日程第11、議案第9号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第5号)、議案第10号 令和元年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第11号 令和元年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第12号 令和元年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第13号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 令和元年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第15号 令和元年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第16号 令和元年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 谷中 聰君登壇)

町長(谷中 聰君) ただいま一括上程されました議案第9号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第5号)、議案第10号 令和元年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第11号 令和元年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第12号 令和元年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第13号 令和元年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 令和元年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第15号 令和元年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第16号 令和元年度八千代町下水道事業会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第5回目の補正で、歳入歳出とも7,648万9,000円を増額し、予算総額を85億7,316万円とするものであります。

最初に、歳入の増額となる項目を申し上げます。市町村民税及び固定資産税等により町税3,650万円、地方譲与税783万円、利子割交付金16万3,000円、自動車取得税交付金232万4,000円、子ども・子育て支援臨時交付金により地方特例交付金2,329万1,000円、分担金及び負担金60万5,000円、寄附金51万1,000円、特別会計繰入金により繰入金1,008万7,000円、繰越金1億4,986万4,000円、町債30万円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目につきましては、配当割交付金40万4,000円、地方消費税交付金947万4,000円、環境性能割交付金432万5,000円、使用料及び手数料230万円、国庫支出金5,778万7,000円、県支出金4,326万4,000円、諸収入3,743万2,000円をそれぞれ減額いたします。

次に歳出について、増額となる主な項目を申し上げます。総務費において、財政調整基金積立金により財政調整基金費2億3,028万7,000円、民生費において、介護保険特別会計繰出金を含みます老人福祉費1,067万円、子ども・子育て支援教育・保育給付費を含みます児童措置費2,491万1,000円、土木費において、中央土地区画整理事業特別会計繰出金により土地区画整理費1,524万1,000円をそれぞれ増額いたします。

次に、減額する主な項目について申し上げます。総務費において、コンピューター及び関連機器賃借料を含みますOA整備費1,137万5,000円、プレミアム付商品券事業費負担金を含みますプレミアム付商品券事業費6,810万9,000円、民生費において、後期高齢者医療特別会計繰出金を含みます老人医療費1,057万円、保育補助者雇上強化事業費補助金を含みます児童福祉総務費984万2,000円、衛生費において、各種予防接種委託料を含

みます予防費1,094万4,000円、農林業費において、儲かる産地支援事業補助金等を含みます園芸振興費786万8,000円、多面的機能支払交付金負担金を含みます農地費1,046万円、土木費において、下水道事業特別会計繰出金を含みます下水道費1,122万8,000円、消防費において、消防ポンプ自動車購入費を含みます消防施設費において532万9,000円をそれぞれ減額いたします。

続きまして、第2表、繰越明許費は、国の補正予算に伴います南総上流2期地区県営地盤沈下対策事業、担い手確保・経営強化支援事業などのほか、町道1522号線（筑西幹線）道路改良事業など4事業、2,826万円であります。

第3表、地方債補正については、事業の変更及び廃止によるものであります。

以上が一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも3,229万9,000円を減額し、予算総額を31億6,447万9,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国民健康保険税4,572万5,000円を減額いたします。これは主に被保険者数の減少や所得の減少によるものでございます。

県支出金2,847万7,000円を減額いたします。これは、主に普通交付金の減額によるものでございます。

繰入金381万7,000円を増額いたします。これは、主に基盤安定繰入金に係るものでございます。

繰越金2,515万2,000円を増額いたします。これは前年度繰越金でございます。

諸収入1,242万1,000円を増額いたします。これは、主に国民健康保険事業費納付金退職被保険者等分返還金によるものでございます。

続いて、歳出について申し上げます。総務費90万9,000円を減額いたします。これは、主に総務管理費のシステム改修委託料に係るものでございます。

保険給付費2,930万円を減額いたします。これは、主に被保険者療養給付費に係るもので、決算を見込み、療養諸費を減額したことによるものでございます。

保健事業費453万1,000円を減額いたします。これは、特定健康診査等事業費に係るものでございます。

諸支出金244万1,000円を増額いたします。これは、主に一般会計への返還によるもの

でございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

なお、この予算につきましては、令和2年2月17日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承を頂いていることをご報告申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも、660万2,000円を減額し、予算総額を2億430万3,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、後期高齢者医療保険料40万円を増額いたします。これは、主に普通徴収保険料の現年度分でございます。

繰入金956万1,000円を減額いたします。これは、主に保険基盤安定繰入金に係るものでございます。

繰越金420万9,000円を増額いたします。これは前年度繰越金でございます。

諸収入165万円を減額いたします。これは、主に広域連合からの保険料還付金や保健事業委託金に係るものでございます。

続いて、歳出について申し上げます。総務費177万3,000円を減額いたします。これは、主に人件費及び健診業務委託料に係るものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金413万9,000円を減額いたします。これは、保険料納付金及び保険基盤安定納付金に係るものでございます。

諸支出金69万円を減額いたします。これは、保険料還付金に係るものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず初めに、保険事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案しました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出とも12万6,000円を増額し、予算総額を17億6,541万4,000円とするものであります。

その内容でございますが、歳入から申し上げますと、保険料を収入見込み変更に伴い336万8,000円増額し、介護給付費負担金等の内示額決定により、国庫支出金を3,042万2,000円減額、支払基金交付金を3,953万1,000円減額、県支出金を1,053万8,000円減額いたします。

繰入金につきましては、平成30年度分の事業費精算により、地域支援事業費や一般事務費等への繰入金を1,202万2,000円増額いたします。

また、前年度からの繰越金を6,516万2,000円増額いたします。

続きまして、歳出につきまして申し上げます。総務費につきましては、人件費や認定調査等費の主治医意見書手数料の減額により624万円減額し、保険給付費につきましては、介護予防サービス給付費等の見込み変更により400万円増額いたします。

地域支援事業費につきましては、主に人件費の減額により598万3,000円減額いたします。

諸支出金につきましては、平成30年度分の精算による介護給付費等の一般会計繰出金等を834万9,000円増額いたします。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案しました補正予算は、歳入歳出とも64万5,000円を増額し、予算総額を515万4,000円とするものでございます。

その内容でございますが、歳入から申し上げますと、繰越金64万5,000円を増額いたします。

続いて、歳出について申し上げますと、保険事業勘定への繰出金として諸支出金64万5,000円を増額いたします。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも19万3,000円を減額し、予算総額を1億4,562万円とするものであります。

歳入の内容は、一般会計繰入金1,524万1,000円、繰越金251万1,000円を増額し、事業収入1,043万5,000円、国庫支出金の社会資本整備総合交付金391万円、町債の土地区画整理事業債360万円をそれぞれ減額いたします。

歳出の内容は、審議会会費の報酬5万5,000円、一般管理費の需用費8万4,000円、役員費1万円、備品購入費2万円、負担金、補助及び交付金2万4,000円をそれぞれ減額いたします。

第2表、地方債補正については、交付金の減に伴うものであります。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。



今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも285万6,000円を減額し、予算総額を2億9,051万6,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰入金を363万円、繰越金を98万円、それぞれ減額し、分担金及び負担金を159万7,000円、諸収入を15万7,000円、それぞれ増額いたします。

次に歳出について申し上げますと、農業集落排水事業管理費において、賃金、需用費、役務費、委託料、工事請負費を合わせて19万6,000円、農業集落排水事業費においては、人件費、需用費、役務費、委託料、工事請負費を合わせて234万円をそれぞれ減額いたします。また、公債費においては、償還金利子等を32万円減額いたします。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,015万8,000円を減額し、予算総額を4億8,641万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、まず歳入から申し上げますと、分担金及び負担金において受益者負担金179万6,000円、使用料及び手数料において下水道使用料300万円、県支出金において公共下水道費補助金30万円、繰越金において前年度からの繰越金740万4,000円、諸収入において雑入124万9,000円をそれぞれ増額いたします。

また、繰入金において、一般会計繰入金897万8,000円、下水道事業基金繰入金772万9,000円、町債において下水道事業債720万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、事業費において836万9,000円、公債費において長期債利子178万9,000円を減額いたします。

第2表、繰越明許費については、鬼怒小貝流域下水道事業建設負担金717万9,000円を令和2年度に繰り越しいたします。

第3表、地方債補正については、流域下水道事業290万円、公共下水道事業240万円、特定環境保全公共下水道事業190万円をそれぞれ減額いたします。

以上が下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第1回目の補正で、3条予算の収益的収入を1,750万円減額し、総額を4億9,699万3,000円とし、収益的支出を173万2,000円減額し、総額を4億189万2,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益について申し上げます。営業収益のうち、給水収益で水道料金を2,000万円、量水器使用料を50万円、それぞれ減額し、その他の営業収益で加入金を300万円増額いたします。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち、原水費で182万円、浄水費で419万6,000円、配水費で90万4,000円、総係費で181万2,000円をそれぞれ減額いたします。また、営業外費用については、消費税及び地方消費税700万円を増額いたします。

続きまして、4条の資本的支出につきましては、工事請負費で11万円減額し、総額5,344万7,000円とするものであります。

以上が水道事業会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） 一般会計補正予算（第5号）、そのページ数でいきますと22ページ、下のほうで財政調整基金積立金ということで2億3,000万円ちょっとがありますが、財調の残高を教えていただければと思います。

議長（中山勝三君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号13番、宮本直志議員の質疑にお答えいたします。

財政調整基金の残高ということですが、令和元年度末の残高見込額でよろしいでしょうか。

（何事か発言する者あり）

企画財政部長（中村 弘君） 失礼しました。令和元年度末の財政調整基金の残高見込額ですが、8億8,222万8,000円。繰り返します。8億8,222万8,000円でございます。

議長（中山勝三君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第5号)から議案第16号 令和元年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)まで8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山勝三君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和元年度八千代町一般会計補正予算(第5号)から議案第16号 令和元年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)まで8件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(中山勝三君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 零時52分)